

**東京大学保健・健康推進本部（保健センター）  
看護師または保健師（常勤職員）募集要項**

職名及び人数	看護師または保健師 1名
採用予定日	令和8年4月1日
契約期間	期間の定めなし
試用期間	採用された日から6月間
就業場所	保健・健康推進本部（保健センター） 本郷地区キャンパス（東京都文京区本郷7-3-1）、駒場地区キャンパス（東京都目黒区駒場3-8-1）、柏地区キャンパス（千葉県柏市柏の葉5-1-5） ※勤務地は固定ではなく、3地区キャンパス間で定期的に変更があります。 変更の範囲：本学の指定する場所
業務内容	診療及び健康管理に関する業務、保健指導等 変更の範囲：配置換、兼務及び出向を命じることがある
就業日・就業時間	週5日（月曜日～金曜日） 1日7時間45分（8:30～17:00または9:00～17:30 休憩13:00～13:45） ※休日及び時間外労働を命じることがある。
休日	土・日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
休暇	年次有給休暇、特別休暇 等
賃金等	東京大学教職員給与規則による（学歴・職歴により算定）昇給制度あり。 諸手当 賞与（年2回）、通勤手当（原則月額55,000円まで）、超過勤務手当他、本学の定めるところによる。
加入保険	法令の定めにより文部科学省共済組合、雇用保険、労災保険に加入
応募資格	1) 看護師の資格を有する方（保健師の資格があるとなお良い） 2) 保健センター利用者の立場で物事を考えることができる方 3) 多職種と連携することができる協調性のある方 4) 円滑にコミュニケーションをとり、業務が適切に達成されるよう積極的に取り組む意欲がある方 5) 基本的なPC操作（word、excel、PowerPoint等）ができる方 6) 英語対応が可能な方（日常会話レベル）を歓迎します。
提出書類	1) 東京大学統一履歴書（以下からダウンロード） 1部 <a href="https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html">https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html</a> 参考例5（医療系職員）を参照してください。 2) 看護師の免許証の写し 1部 ※資格を有する場合、保健師の免許証の写し1部も提出してください。 ※それ以外の履歴書記載の資格や学歴は必要に応じ証明を求める場合があります 3) 応募の動機及び採用後の抱負について（書式自由・A4判1枚程度） 1部
提出方法	上記書類の電子ファイルを1つのフォルダに纏め、フォルダ名を『氏名』にして、 以下URLにアップロードして下さい。 <a href="https://univtokyo-my.sharepoint.com/:f/g/personal/9865180324_utac_utokyo_ac_jp/EsrnYuFSPN1FIUMyUk6mtWQB_HECtBWq4rtF_kneQ_mNnQ">https://univtokyo-my.sharepoint.com/:f/g/personal/9865180324_utac_utokyo_ac_jp/EsrnYuFSPN1FIUMyUk6mtWQB_HECtBWq4rtF_kneQ_mNnQ</a> ※2～3日以内に受信確認メールが届かない場合はお問い合わせ下さい。

	※電子ファイルの提出が難しい場合は、郵送での提出が可能です。封筒の表面に「保健・健康推進本部・看護師/保健師（常勤職員） 応募書類在中」と朱書きし、書留等の記録の残る方法で下記「問い合わせ先」記載の住所に送付してください。
応募締切	令和8年1月13日（火）必着 書類選考の上、合格者に対し面接を実施。
問い合わせ先	〒113-0033 東京都文京区本郷7-3-1 東京大学保健・健康推進本部（保健センター）事務室 TEL: 03-5841-2574 e-mail: hksuisin.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp
募集者名称	国立大学法人東京大学
受動喫煙防止措置の状況	敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり）
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には利用しません。</li> <li>・原則として応募書類は返却しません。</li> <li>・応募書類等により本学が知り得た個人情報は、今回の職員採用の選考のためにのみ使用しますので、予めご了承願います。</li> <li>・面接にかかる旅費は支給しません。</li> <li>・採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。</li> </ul>